

税務あれこれ⑨

法人成りと社会保険料の関係性について

Q. 3年ほど個人事業で商売してきましたが、ある程度所得も増えてきましたし、法人化する事を考えています。しかし、友人に聞いたところ、社会保険（健康保険と厚生年金保険）に加入しなくてはならないという事なので、その場合のメリットは無いのでしょうか？

A.

様々な事情があるため一般的にはメリットは多いと思われませんが、最近の税制改正も手伝って法人成りの是非について慎重な判断が必要かも知れません。

1. 社会保険の加入について

法人事業所

常時5人以上の従業員が働いている個人事業所（一部の事業所をに除く）

この両者は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入する事が義務付けられます。

2. 個人事業の場合

現況、社会保険に加入されていないければ（特に医師や歯科医師、税理士など組合を持つ事業は〇〇国保）、代表者及び従業員は各自で国民健康保険及び国民年金に加入されています。

このような意味では、各自の責任の下、加入することになります。

3. 法人の場合

対して法人事業所は、社会保険の加入が義務付けられます。即ち、個人事業所にて代表者に責任のなかったものが、法人（会社）として支払いを義務化されるのです。

更に、代表者（社長）ご自身の国民健康保険及び国民年金も、健康保険・厚生年金保険に切り替わることとなります。

例えば、社長が月額100万円の給与を取得される場合、個人事業所の時は通帳から100万円を引き出しそこから、7万円の国民健康保険料（概算）、15,100円の国民年金で済んでいた保険料が、大阪府の場合、健康保険料45,962円（40歳以上65歳未満の場合は53,312円）、厚生年金保険料49,780円となります。

また、社長ご本人が負担される上記合計95,742円（103,092円）と同額を法人も負担することになります。これは従業員も同様となりますので、その負担や税務、また社会的信用などをきちんと考慮の上、計画されるのが良いと思われます。



シミュレーションは確実に行いましょう！

税務レポート 2011.2.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp